仕様書

１　件名

建設業安全衛生教育センター　クーリングタワー更新工事

２　施工場所等

名　称：　建設業安全衛生教育センター

住所等：　〒285-0003　佐倉市飯野 852

連絡先：　043-486-1321

担当職員：　管理課長　竹沢（たけざわ）

監督職員：　千葉労働局　総務部総務課　会計第三係長　野口（のぐち）

住所等：〒260-8612　千葉市中央区中央 4-11-1　千葉第 2 地方合同庁舎　2 階

連絡先：043-221-4311

３　施工時期

令和 8 年 3 月 27 日（金曜日）まで

４　工事概要

建設業安全衛生教育センターにおいて、第 1 号館屋上に設置してあるクーリングタワー及びその他附属品を交換すること。

５　納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

６　施工条件

（1）　公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。

（2）　本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。

（3）　工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。

（4）　施工に当たり、必要な養生を施し安全確保に努めること。

（5）　施工完了後は発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。

（6）　契約後は、関係法令等に基づき必要に応じて、石綿の事前調査及び結果報告を行う

こと。なお、石綿の使用が認められた場合には必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。

（７）　工事可能日は、平日とする。時間は原則として、8 時 30 分から 17 時 00 分までの間とする。いずれも、施工場所担当者の了承を得たときはこの限りではない。

7　仕様等

（１）　下記を参考に、クーリングタワー及びその他附属品を交換すること。

新たに設置するクーリングタワーを安全に点検を行うため、上部歩廊、散水槽蓋、上部手摺、鉄格子背かごを設置すること。

また、クーリングタワーの振動等が各階の教室に伝わらないよう防振装置を設置すること。

【既存機器】

製造メーカー：　株式会社荏原シンワ
製造番号：　96DWR210
機器番号：　DT3951605
型式：　SDW-R90AS
製造年月：　1996 年 2 月
製品重量：　900ｋｇ
運転重量：　1840ｋｇ
電動機出力：　2.2ｋｗ　4P
電源：　3Φ　200V　50Ｈｚ
冷却能力：　466400kcal/ｈ
水量：　1410ℓ/min
入口水温度：　37.5℃
出口水温度：　32℃
外気湿球温度：　27℃
送風機径：　1500㎜

【参考機器】

製造メーカー：　三菱ケミカルインフラテック
型式：　HT-125ME-RM(角型開放式冷却塔)
（低騒音型　高効率モーター）
製品重量：　730ｋｇ
運転重量：　1620ｋｇ
電動機出力：　3.7ｋｗ　4P
電源：　3Φ　200V　50Ｈｚ
冷却能力：　487500kcal/ｈ
水量：　1625ℓ/min
入口水温度：　37℃
出口水温度：　32℃
外気湿球温度：　27℃

送風機径：　1600㎜

（２）　補給水及び配管継手等は現地確認の上、継続使用が可能であれば再利用し、劣化しており交換を要する場合は、適宜交換すること。

（３）　別添「写真シート」で示すクーリングタワー周りの配管類（バルブ、ストレーナーフレキ類）は再利用できないため、現地確認の上、適宜交換すること。

（４）　新設機器の設置には、既存の基礎を使用すること。

（５）　新設機器の設置に当たり、接続する配管径が太いことから現地確認の上、設置位置等を確認すること。

（６）　機器の搬入及び搬出等にクレーン作業が必要となる場合は、そのクレーン作業についても見積もりに含めること。また、クレーン作業を実施する際には、適切な安全措置を講じること。

（５）　施工後は、耐圧試験、試運転調整等を行い正常稼働することを確認すること。

（６）　施工後の不具合については、当該工事の影響を鑑みて施工業者が責任をもって原因等を調査し報告すること。

８　留意事項

（１）　契約締結後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない（守秘義務）。

（２）　工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。

（３）　**入札書提出前に必ず現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や施工場所担当職員に仕様等の確認を行うこと。現地確認を実施せずに見積書の提出を行い契約締結した場合、契約締結後に仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。**

なお、確認の際は事前に「２」の施工場所担当職員へ連絡し、承諾を得ること。

（４）　事前確認時及び施工の際は、来庁者及び職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。

（５）　施工に当たり、予測できない工事箇所が判明し見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。

（６）　**工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書（任意様式）」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官　千葉労働局総務部長」とすること。**

９　再委託

（１）　業務実施に当たり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第２条第３項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

（２）　業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式１「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。ただし、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。

（３）　再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式３「履行体制図」を提出すること。
（４）　再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式２「再委託に係る変更承認申請書」又は様式４「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
（５）　原則として、契約金額の２分の１以上の再委託は承認しないこととする。
（６）　再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

１０　支払い・その他

（１）　工事完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込み支払うこととする。
（２）　請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
（３）　請求書の宛名は「**官署支出官　千葉労働局長**」とすること。
（４）　施工期限内に工事完了が困難な場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めたときは、**遅滞料を徴した上で作業日時の延期を許可することができる。**遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めたときはこの限りではない。
（５）　仕様書及び配布資料に定めがない事項等の疑義が生じた場合は、１１契約担当者まで問合わせること。

１１　契約担当者

千葉労働局　総務部総務課　会計第二係　神河（かみかわ）
〒260-8612　千葉市中央区中央4-11-1　千葉第2地方合同庁舎　2階
TEL　043-221-4311　　Mail　kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp

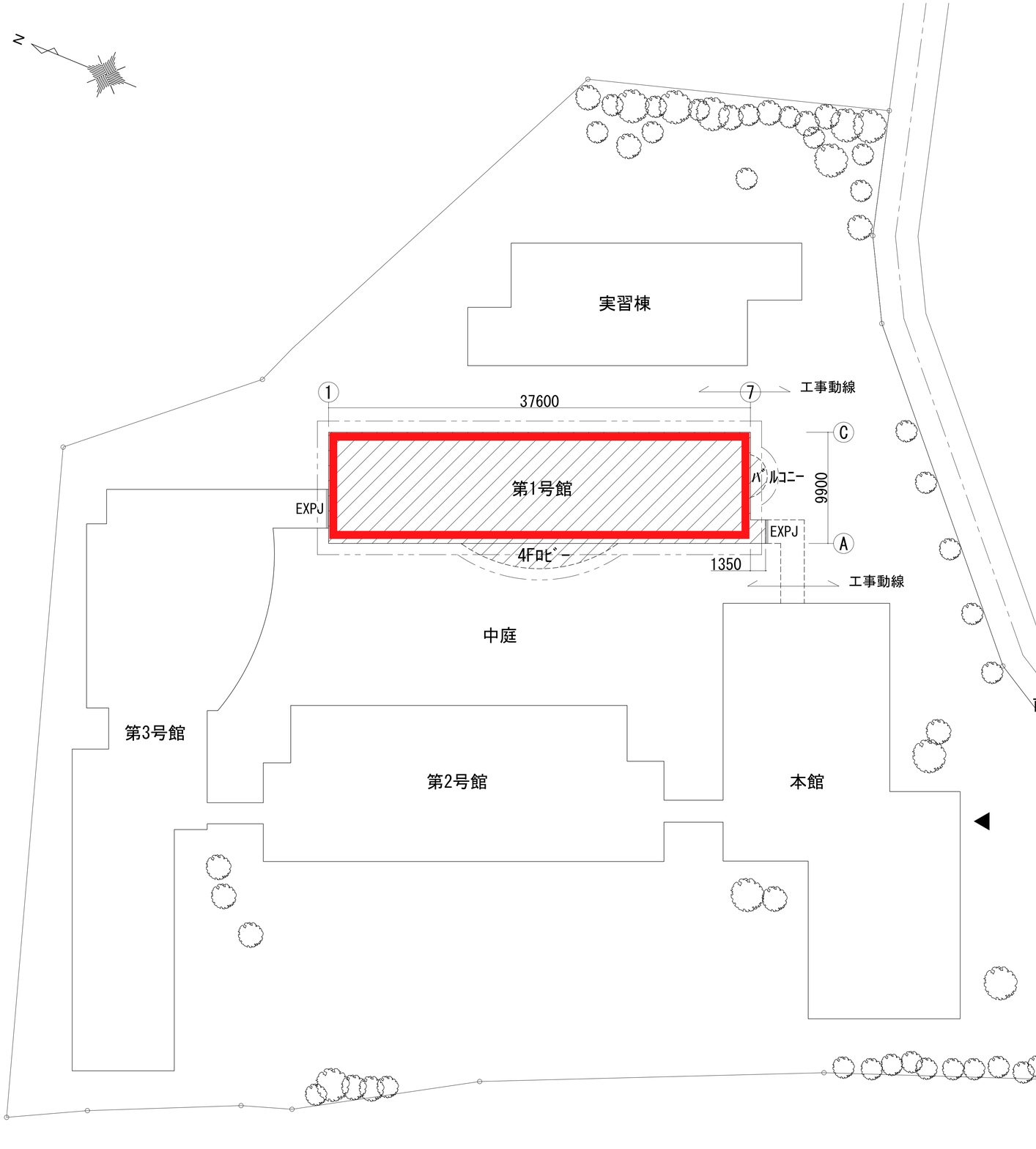

工事場所：千葉県佐倉市飯野852
建設業安全衛生教育センター

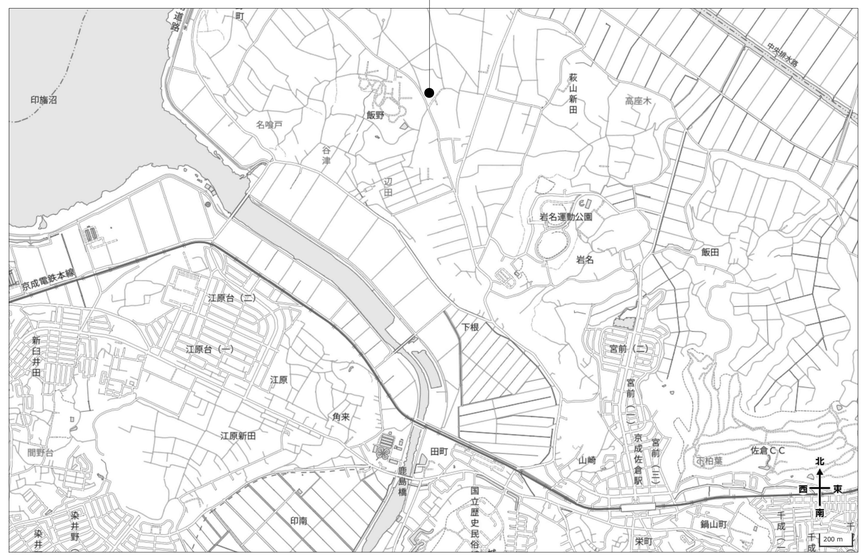

国土地理院発行の5万分の1地形図を使用

案 内 図

工事対象建物 第１号館(EXP-J間)

外部足場設置範囲(足場中心線)

駐車場その他工事利用場所は現場協議による。

配置図・仮設計画図

建設業安全衛生教育センター　敷地図　　施工場所□

設計年月	2024.7
縮尺	A1 1／200 A3 1／400
図面番号	A-01

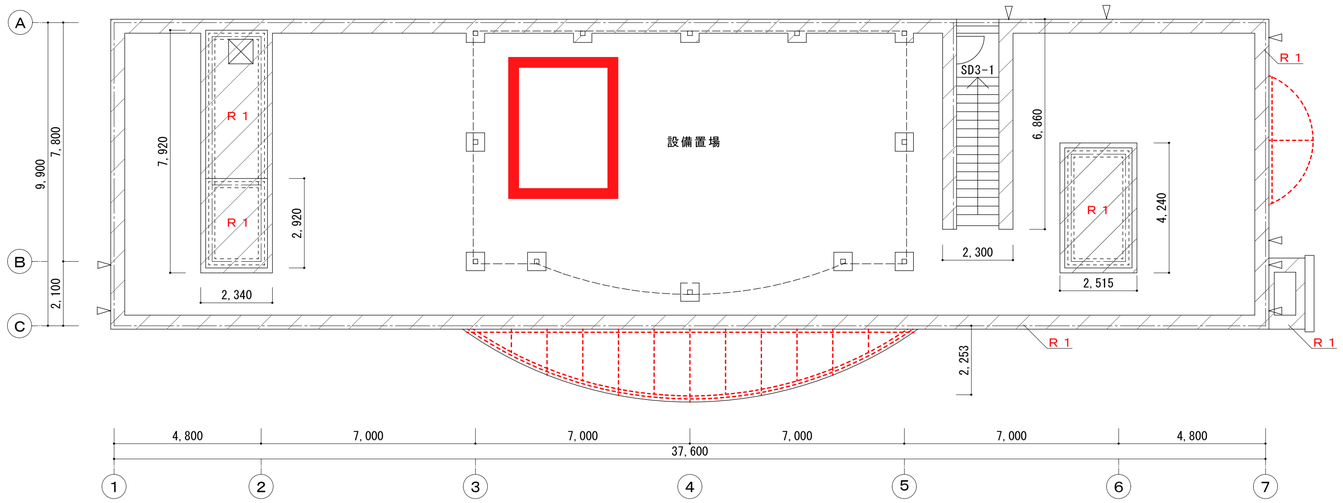

耐震スリット（Ｒ３）
ＲＣ外壁（R）
軒下目地（Ｍ２）

ＲＦ平面図　A1 1/100　(A3 1/200)

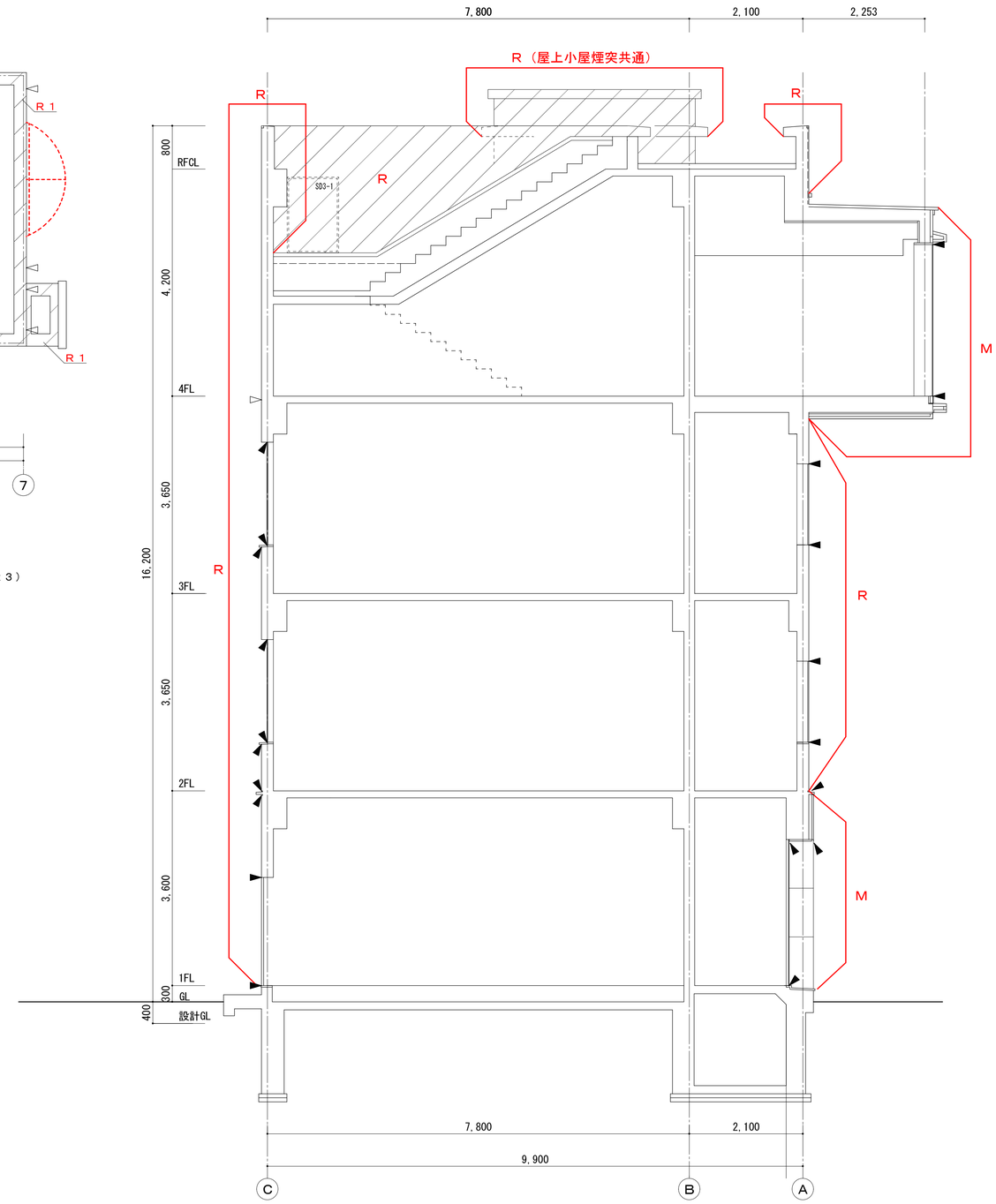

建設業安全衛生教育センター　第1号館　　屋上平面図　　クーリングタワー設置場所□

設計年月	2024.7
縮尺	A1 1／100, 50 A3 1／200, 100
図面番号	A-02

高さ約20m

※屋上のクーリングタワー設置場所の周辺は、暴風フェンスで囲われており、その他機器の配管も複数設置されているため、必ず現地確認を実施した上で状況確認を行い、施工方法及びラフタークレーン等を選定すること。

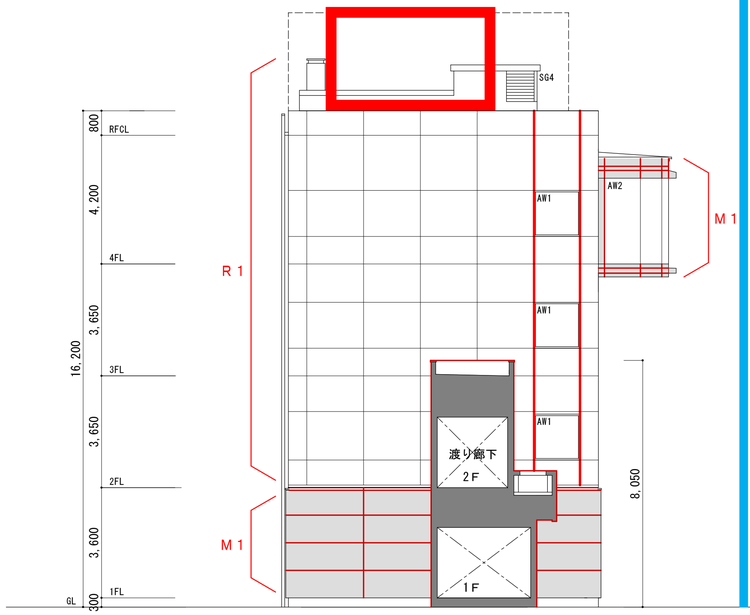

北 立 面 図

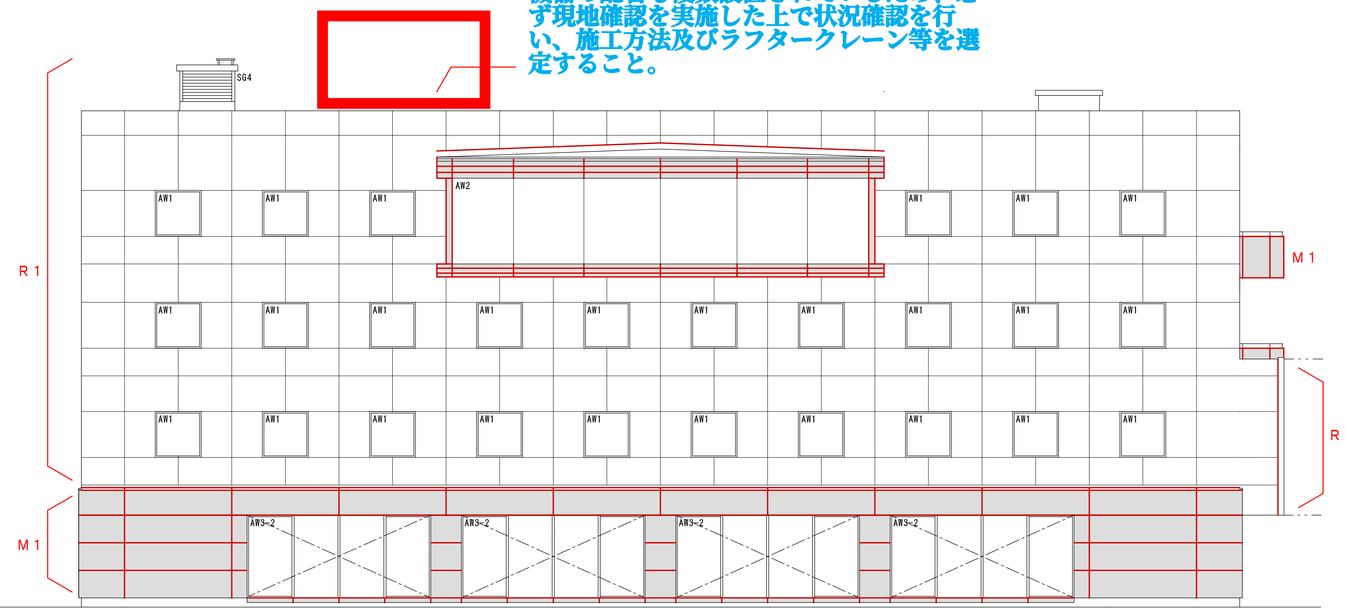

西 立 面 図

高さ約20m

※屋上のクーリングタワー設置場所の周辺は、暴風フェンスで囲われており、その他機器の配管も複数設置されているため、必ず現地確認を実施した上で状況確認を行い、施工方法及びラフタークレーン等を選定すること。

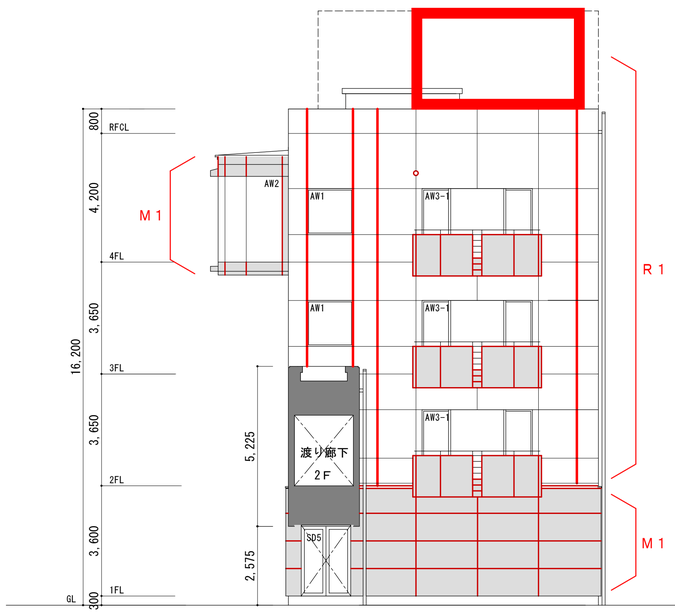

南 立 面 図

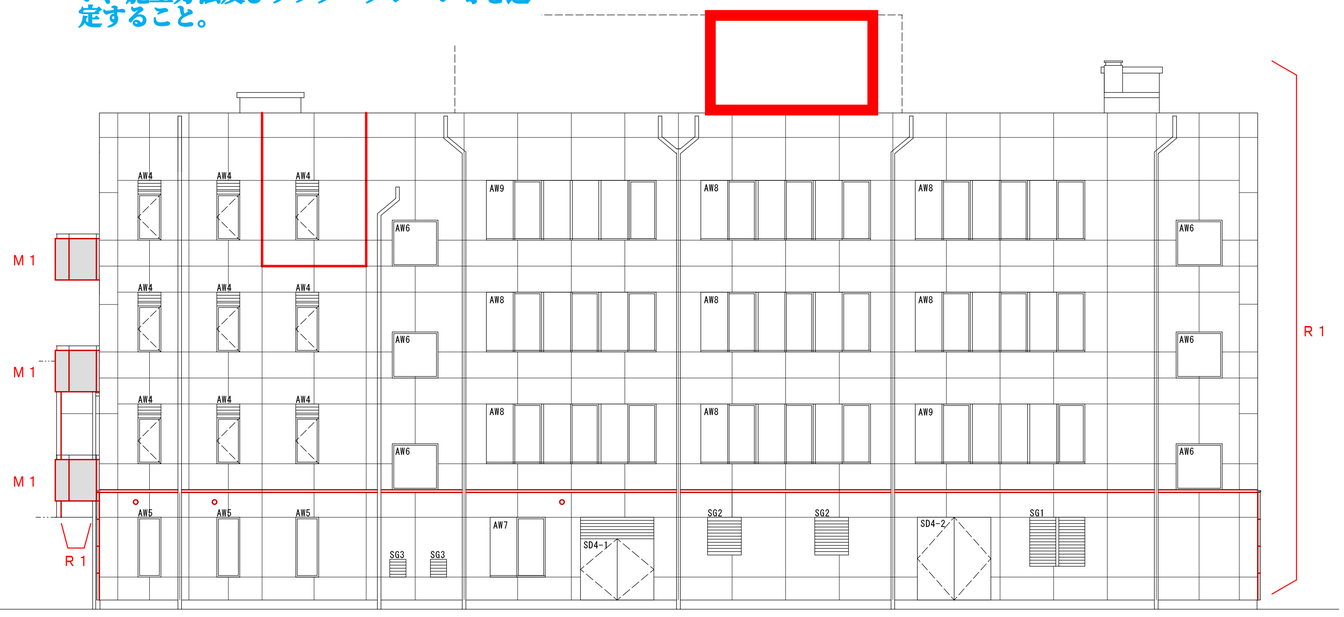

東 立 面 図

建具表

記号	幅(W)	高(H)
SD3-1	900	1,350
SD4-1	2,400	2,700
SD4-2	2,400	2,700
SD5	1,615	2,275
SG1	1,800	1,600
SG2	1,100	1,230
SG3	530	580
SG4	3,800	1,000
AW1	1,500	1,500
AW2	14,000 (14,863)	2,800
AW3-1	3,600	2,400
AW3-2	6,000	2,700
AW4	750	1,950
AW5	750	1,950
AW6	1,500	1,500
AW7	1,800	1,950
AW8	5,540	1,950
AW9	5,540	1,950

凡例

- R３ 耐震スリット シーリング
- M２ パネル目地 シーリング
- RC外壁(R)
- 金属外装(M)
- AW 建具

建設業安全衛生教育センター　第1号館　立面図　クーリングタワー設置場所□

設計年月	2024.7	図面番号 A-03
縮尺	A1 1／100 A3 1／200	

建設業安全衛生教育センター　敷地図
クーリングタワー設置場所□

建物概要
Building Dimensions

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー冷却塔

参考写真①

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー上部

参考写真②

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー上部

参考写真③

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー配管類

参考写真④

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー配管類

参考写真⑤

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー下部

参考写真⑥

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワーコンクリート基礎及びＩ字鉄骨

参考写真⑦

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー防振装置

参考写真⑧

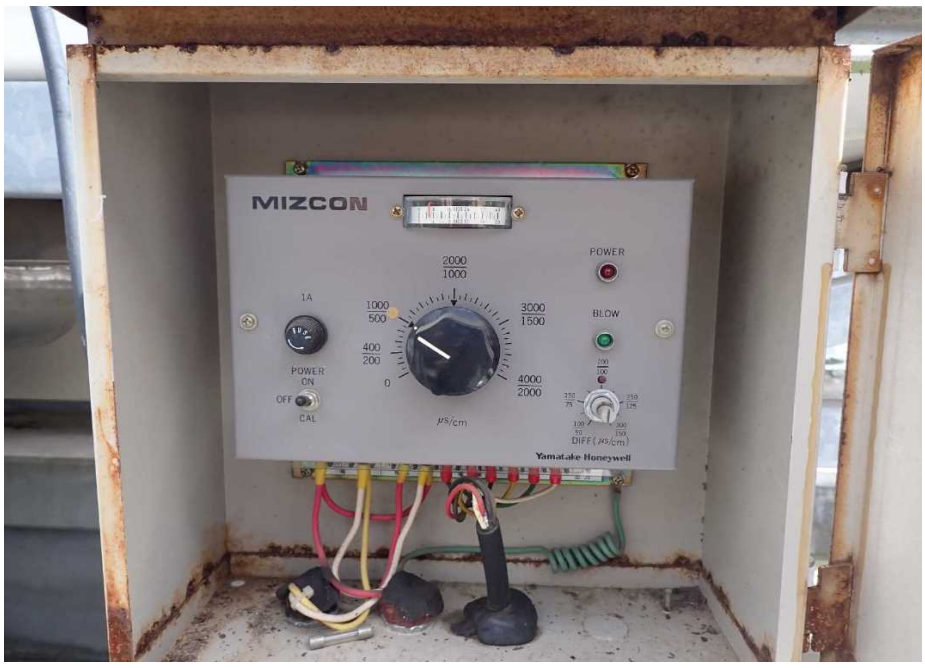

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー冷却水処理装置

参考写真⑨

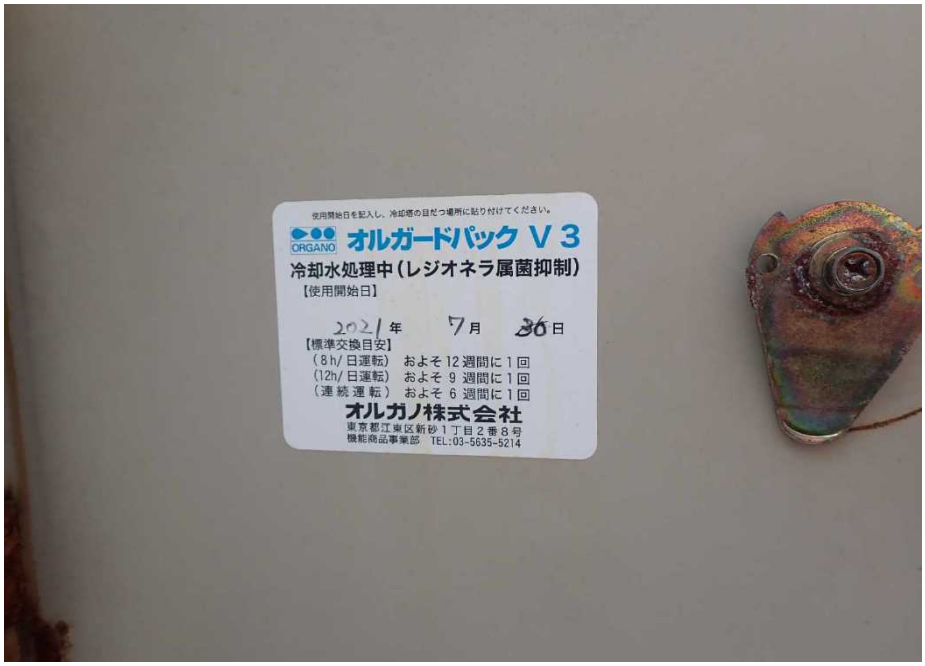

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー冷却水処理装置

参考写真⑩

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー

□に示す配管（バルブ、ストレーナー、フレキ類を含む）を撤去し交換すること。

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー

□に示す配管（バルブ、ストレーナー、フレキ類を含む）を撤去し交換すること。

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー

□に示す配管（バルブ、ストレーナー、フレキ類を含む）を撤去し交換すること。

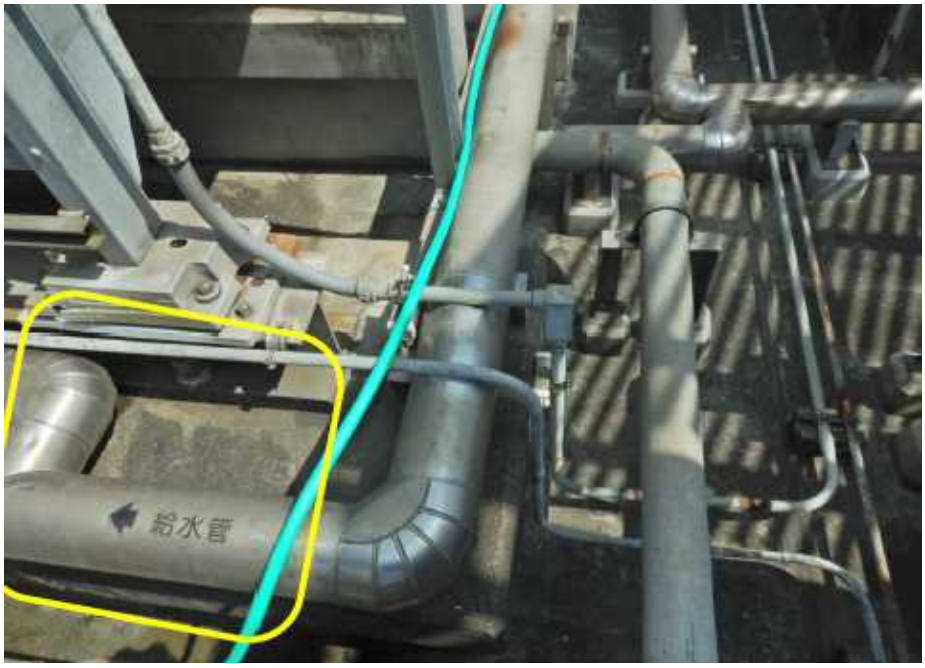

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー

□に示す配管（バルブ、ストレーナー、フレキ類を含む）を撤去し交換すること。

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー

□に示す配管（バルブ、ストレーナー、フレキ類を含む）を撤去し交換すること。

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー

□に示す配管（バルブ、ストレーナー、フレキ類を含む）を撤去し交換すること。

建設業安全衛生教育センター

第1号館屋上

クーリングタワー

□に示す配管（バルブ、ストレーナー、フレキ類を含む）を撤去し交換すること。

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長　殿

所在地：
名　称：
代表者氏名：

再 委 託 承 認 申 請 書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名「建設業安全衛生教育センター　クーリングタワー更新工事」

1　再委託業者名称　　：

2　再委託業者所在地　　：

3　再委託の業務範囲　　：

4　再委託金額　　：

5　再委託を行う合理的理由：

6　その他必要と認められる事項：

様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長　殿

所在地：
名　称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長　殿

所在地：
名　称：
代表者氏名：

履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名「建設業安全衛生教育センター　クーリングタワー更新工事」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				

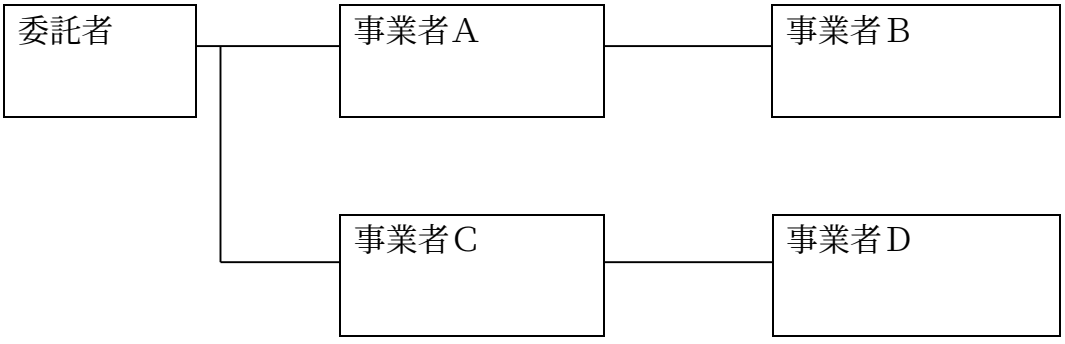

様式４

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長　殿

所在地：
名　称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出いたします。

記

１．契約件名「建設業安全衛生教育センター　クーリングタワー更新工事」

２．変更の内容
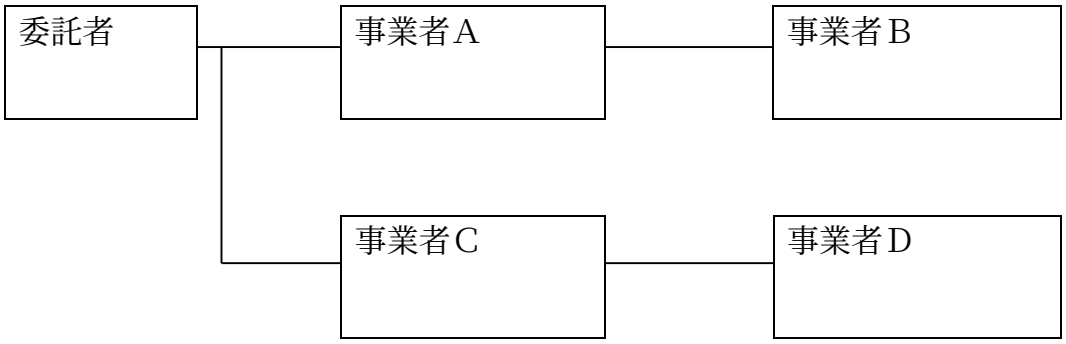
３．変更後の体制図